

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の落成後の検査等に関する次の記述のうち、電波法（第10条、第11条及び第12条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（注）及び員数（無線従事者の資格を有しない者であって、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行うものを含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第10条（落成後の検査）の検査は、この検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備、無線従事者の資格（注）及び員数並びに時計及び書類について登録点検事業者又は登録外国点検事業者が総務省令で定めるところにより行ったその登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて同条の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。
- 3 総務大臣は、電波法第10条（落成後の検査）の規定による検査を行った結果、その無線設備が電波法第6条（免許の申請）第1項の工事設計に合致し、かつ、その無線従事者の資格（注）及び員数が電波法第39条（無線設備の操作）、第40条（無線従事者の資格）及び第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定に、その時計及び書類が電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を与える際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

注 電波法第39条（無線設備の操作）第3項に規定する主任無線従事者の要件、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び同法第50条第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものも含む。

A-2 次の事項のうち、総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査（電波法第18条の検査をいう。）を受けなければ、その変更に係る部分を運用してはならないときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方又は通信事項の変更の許可を受けたとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第20条（免許の承継）の規定により、免許人の地位を承継し、又は総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継したとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。

A-3 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□A□ 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□B□ 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、□C□ ことができる。

A	B	C
1 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
2 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	3箇月以内の期間を定めて電波の発射の停止を命ずる
3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	3箇月以内の期間を定めて電波の発射の停止を命ずる
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す

A-4 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について述べたものである。電波法（第25条）及び電波法施行規則（第11条の2の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、**A** 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる **B** に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に関する情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①の総務省令で定める場合は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が、次のアからキまでのいずれかを行おうとする場合とする。
- ア 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（注） イ 通信の相手方の変更 ウ 無線設備の設置場所の変更
注 電波法施行規則第10条（許可を要しない工事設計の変更等）に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。
- エ 放送区域の変更 オ 電波の型式の変更 カ 空中線電力の変更 キ 運用許容時間の変更
- ③ ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を**C** のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の有効利用	第三者の利益
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信又は輻輳	第三者の利益
3 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の有効利用	①及び②の調査の用に供する目的以外の目的
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又は輻輳	①及び②の調査の用に供する目的以外の目的

A-5 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則（第38条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の**A**、これらの設備を動作させ、かつ、同時に**B** を充電するため十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の**C** 以内に維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 停泊中及び航行中	無線設備の電源用蓄電池	±20パーセント
2 航行中	無線設備の電源用蓄電池	±10パーセント
3 停泊中及び航行中	F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池	±10パーセント
4 航行中	F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池	±20パーセント

A-6 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条から第55条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A-7 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）は、次の者でなければ行ってはならない。

(1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者であって、電波法第48条の2第1項の A

(2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの

ア (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者

イ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者

② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。（注2）

注2 ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる船舶の義務船舶局の B であって、C が可能なもの

ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）

イ 旅客船及び漁船（注3）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）

注3 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。

ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）

(2) (1)のアからウまでに掲げる船舶に開設された D （電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するものに限る。）

	A	B	C	D
1	遭難通信責任者として配置されているもの	海上移動業務で使用する無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
2	船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備
3	船舶局無線従事者証明を受けているもの	海上移動業務で使用する無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
4	遭難通信責任者として配置されているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備

A-8 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。（注）

注 次に掲げる場合にあっては、聴守をすることを要しない。（以下2、3及び4において同じ。）

(1) 船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守をすることができないとき。

(2) 海岸局については、現に通信を行っている場合

2 海岸局にあっては、F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。

3 F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、航行中常時、そのいずれかの周波数で聴守をしなければならない。

4 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。

A-9 次の記述は、免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
(1) **B**
(2) 船位通報に関する通信
(3) 港務用の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
(4) **C** のために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
(5) 電波の規正に関する通信
(6) その他電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信

A	B	C
1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	気象の照会又は時刻の照合
2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務
3 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	国又は地方公共団体の事務
4 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	気象の照会又は時刻の照合

A-10 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信による呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、**A** の間隔において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも **B** の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。**C** のための電波の発射についても同様とする。
③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、**D** を示すものとする。

A	B	C	D
1 2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
2 2分間	10分間	通報の送信	受けている混信の度合
3 5分間以上	3分間	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
4 5分間以上	10分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合

A-11 次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A-12 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため A に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、B を直ちに中止しなければならない。
- ③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、C までの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ⑤ 海岸局等は、D 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射	その通信が終了する	速やかに、かつ、確実に
2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が終了する	他の通信に優先して
3 最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	速やかに、かつ、確実に
4 最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	他の通信に優先して
5 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	速やかに、かつ、確実に

A-13 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条及び第83条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が、救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条（遭難警報の宰領）第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。
- ③ 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。

A	B	C
1 遭難通信用の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-14 次の記述のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しの処分を受けることがある。
- 2 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限の処分を受けることがある。
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分を受けることがある。
- 4 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限の処分を受けることがある。

A-15 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して[A]以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して[A]以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額（注4）を国に納めなければならない。

注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。

2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。

3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。

4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。

② 「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人、登録人、電波法第103条の2第10項の特定免許等不要局を開設した者又は同条第11項の表示者が納付すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- (2) 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する[B]の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について[B]を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- (3) 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- (4) (1)から(3)に掲げる事項のほか、電波法第103条の2第4項に掲げる事項

③ 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、[C]することができる。

A	B	C
1 30日	無線設備の技術基準	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2 30日	周波数の割当計画	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
3 6箇月	無線設備の技術基準	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
4 6箇月	周波数の割当計画	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

A-16 次に掲げる書類のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならぬ書類に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌
- 2 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A-17 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参考の方法により記載してはなければならない。

A-18 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、□Aの提示を要求することができる。
□Bは、この検査が容易となるようにしなければならない。□Aは、要求に際して提示することができるよう保管してはいけなければならない。□A又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② □Aが提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その□Cことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	設備に係る資料の提示を求める
2 無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	設備を検査する
3 許可書	局の通信士又は責任者	設備を検査する
4 許可書	船舶の責任者	設備に係る資料の提示を求める

A-19 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報は、一般通信チャネルにおいて□A、若しくは地球から衛星向けの衛星EPIRBのために留保された遭難及び安全のための専用の周波数のいずれかで衛星を経由して、又はデジタル選択呼出しのためにMF帯、HF帯及びVHF帯で指定された遭難及び安全のための周波数で送信する。
- ② 遭難警報又は遭難呼出し及びこれに続く遭難通報は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の命令によってのみ送信する。
- ③ MF帯、HF帯及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、□B、それに続く遭難通信に備える。
- ④ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、□Cにその遭難警報の内容を通報する。

A	B	C
1 絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者
2 他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる送信も中止し	船舶の指揮者又は責任者
3 他の通信と区別することなく自動接続で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4 他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる送信も中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
5 絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部

A-20 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- 2 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 3 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 4 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信する。

B-1 次の無線設備の機器のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- ア 国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備える電波法施行規則（第2条）に定義する船上通信設備
- イ 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- ウ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える捜索救助用レーダートランスポンダ
- エ 船舶安全法第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- オ F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であって、無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数を使用するものの無線設備の機器

B-2 無線局の主任無線従事者の要件に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、主任無線従事者について適合しなければならない要件に該当するものを1、この要件に該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- イ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ウ 無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。
- エ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- オ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。

B-3 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B-4 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを
ア に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して イ により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に
使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶か
らのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、ウ 通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行
うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外
のときは、エ で聴守を行わなければならない。
- ④ 船舶局は、③の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいづれの無線局の応
答も認められないときは、オ 、かつ、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければ
ならない。
- ⑤ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応
答してはならない。この場合において、当該船舶局は、エ で聴守を行わなければならない。

- | | | |
|---|------------------|--------------|
| 1 これを適當な海岸局に通報し | 2 短波帯以外の周波数帯の電波 | 3 その船舶の責任者 |
| 4 当該遭難警報を適當な海岸局に | 5 当該遭難警報を受信した周波数 | 6 短波帯の周波数の電波 |
| 7 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）の無線電話の周波数 | | |
| 8 通信可能の範囲内にあるすべての無線局にこの遭難警報を中継し | | |
| 9 これに応答し、かつ、当該遭難警報を適當な海岸局に | 10 遭難通信責任者 | |

B-5 海上移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定
めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。
- イ 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載する。
- エ 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
(1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
(4) 使用した空中線電力 (5) 通信事項の区別及び通信事項別時間 (6) 相手局から受けた事項の概要
(7) その他参考となる事項
- オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をし
たときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。